

各建設業者団体ご担当者様

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設業法施行令の一部を改正する政令の改正内容の留意事項

平素より大変お世話になっております。

このたび平成28年4月22日付けで、建設業法施行令の一部を改正する政令について、改正内容の留意事項を整理いたしましたので、別添のとおり通知させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ありませんが、貴団体傘下の建設業者団体に対しても、本通知を送付のほどお願い申し上げます。

<主な事項>

1. 政令改正に伴う、監理技術者から主任技術者への途中交代及び専任から非専任への変更
について
2. 施工体制台帳及び施工体系図の取扱いについて

本件に関するお問い合わせにつきましては、以下の者までお願い致します。

<担当者>

建設業課課長補佐 田村 圭 <tamura-k26k@mlit.go.jp>

法規係長 鈴木 圭祐 <suzuki-k2ch@mlit.go.jp>

法規係員 林田 雄介 <hayashida-y2qk@mlit.go.jp>